「神奈川県における建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正（案）」の概要について

１　改正目的

令和８年 10 月１日付けで、国の「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」（平成 14 年３月 28 日付国土交通省総合政策局長通知。以下「国の処分基準」という。）の一部が改正されたことを受け、本県の「神奈川県における建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」について、所要の改正を行う。

２　改正の主な内容

○　物流効率化法違反について

国の処分基準において、建設工事の施工等に関する他法令違反の例を示しているところ、物流効率化法に違反した場合について「役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は７日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは３日以上の営業停止処分を行うこととする。」と規定する改正が行われた。

これを受け、本県の監督処分基準も同様に改正する。

○　公衆危害について

国の処分基準において、建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は３人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が「業務上過失致死傷罪等」の刑に処せられ、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合は、７日以上の営業停止処分を行うこととされているところ、類型として「自動車運転死傷処罰法違反（※）」が明記された。

これを受け、本県の監督処分基準も同様に改正する。

（※）自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成 25 年法律第 86 号）

○　その他所要の改正（字句の修正等）

３　施行時期

令和８年 12 月頃（予定）